

「優秀建設施工者」大阪府知事表彰要領

1 趣 旨

優れた建設現場従事者を優秀施工者として表彰することにより、建設産業のイメージアップ、若年建設従事者の入職促進など構造改善意識の高揚を図る。

2 選定基準

(1) 熟練工部門

次の各号すべてに該当する、建設現場業務に直接従事している期間が15年以上の者で、年齢が35才以上の者

既に「青年部門」を受賞している者は、原則として候補者として取り扱わないこととする。ただし、受賞後5年以上を経過し、かつ「熟練工部門」における功績が極めて顕著と認められる者についてはこの限りではない。

- ① 技術・技能が優秀であること
- ② 技術開発や施工の合理化を図り顕著な成績を上げている、又は建設工事に相当の実績があること
- ③ 後進の指導育成に努めていること
- ④ 安全衛生について貢献していること
- ⑤ 他の現場従事者の模範となること

(2) 青年部門

次の各号すべてに該当する、建設現場業務に直接従事している期間が10年以上の者で、年齢が34才以下の者

- ① 技術・技能が優秀であること
- ② 技術・技能に関する工夫・改善に努め技術開発・施工の合理化に貢献していること
- ③ 将来その活躍が一層期待されること
- ④ 安全衛生について貢献していること
- ⑤ 他の現場従事者の模範となること

3 選定基準日

当該表彰年度の2月1日とする。

4 欠格事由

- (1) 刑に処せられた者(刑の言渡しが失効した者を除く)については、表彰しない。
- (2) 破産者で復権を得ない者については、表彰しない。

5 表彰予定数

2 (1)及び2 (2)に該当する者については各10名程度とする。

6 表彰の方法

表彰は、表彰状を授与して行う。この場合において、特に必要があるときは、副賞を添えることがある。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成13年1月16日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年9月18日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年10月23日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から実施する。